

# インクルーシブ教育における専門家との連携の可能性(1)

—保育所等訪問支援制度に関する質問紙及びインタビュー調査を通して—  
藤井梓

(子ども発達スクールかすたねっと)

KEY WORDS: インクルーシブ教育 保育所等訪問支援 発達障がい

## (目的)

近年の特別支援教育対象児の増加に見られるように、様々なニーズのある児童生徒への支援の充実が求められている。わが国では、障害者権利条約の批准に伴い、インクルーシブ教育システムの構築が目指される中、特別支援学校のセンター的機能の充実や、多様な学びの場の充実に加え、学校や教員が、「心理、福祉等の外部専門家と連携を強化すること」の重要性が示されている(中央教育審議会,2015)。同様に、校長の役割の一つとして「特別支援教育に関する外部の専門機関等との連携の推進」が挙げられており(文部科学省,2017)、医療・福祉・心理等の専門家との連携が重視されているといえる。一方、児童福祉法の改正(2012)に伴って創設された「保育所等訪問支援制度」は、専門性をもった職種が知識・技術を、子どもの生活場面である学校や園で具体的に提供できる「アウトリーチ型の支援」として注目されており、前述の専門家との連携の視点からも画期的な制度であると考えられる。しかし、まだ創設されて間もない制度であることから保育所等訪問支援制度に焦点を当てた研究は少なく、特に学校現場における支援の現状は明らかになっていない。そこで本研究では、「保育所等訪問支援」の現状や課題を明らかにすることを目的として、制度が開始された2012年5月より大阪府の指定を受け、障害児通所支援事業(児童発達支援等)との併行利用型で保育所等訪問支援制度を実施しているA事業所で、これまでに利用した又は現在利用している保護者を対象に質問紙調査及びインタビュー調査を実施した。また訪問支援員2名、保育所等訪問支援を受け入れた経験のある教員/保育士3名へのインタビュー調査も並行して実施した。

## (方法)

### <質問紙調査>

対象者：A事業所で保育所等訪問支援制度を利用したことのある保護者23名。

調査期間：平成29年3月中旬から下旬

手続き：対象者に質問紙を手渡しで依頼、回収した。

内容：基本情報・利用頻度・制度を知った経緯・利用にあたっての不安・利用して良かった点・課題等。

### <インタビュー調査>

① 対象者：質問紙調査対象者のうち6名

調査期間：平成29年3月下旬

内容：制度利用のきっかけ・実際に利用しての変化・良かった点・課題などについて半構造化面接を実施。

② 対象者：訪問支援員2名(経験年数5年/経験年数2年)

調査期間：平成29年4月中

内容：訪問支援員としての専門性・学校現場での難しさ・課題等について半構造化面接を実施。

③ 対象者：訪問支援受け入れ経験のある教員/保育士3名

調査期間：平成29年4月中

内容：受け入れのきっかけ・開始当時の印象・利用に伴う変化・課題などについて半構造化面接を実施。

ボイスレコーダーによる面接記録を文章化後、研究目的と関連する部分を抜き出し、概念カテゴリーを生成した。

## (結果と考察)

### (1)訪問支援の頻度について

週一回利用が79%(19件)、隔週に一回が13%(3件)、月一回が4%(1件)であった。また78%(18件)が現在の頻度について「丁度良い」と回答しており、「もう少し増やしてほしい」が13%(3件)であった。保育所等訪問支援の頻度は月1-2回程度が目安とされているがA事業所では、学校園での子どもの様子を把握し具体的な支援を提供することを目的として、原則として週一回の訪問支援を行っている。

「週一回定期的に訪問支援があることで子どもの様々な状態を知ってもらえる」ことがインタビューでも複数名から挙げられたように、保護者のニーズとの整合性が見られた。

### (2)保育所等訪問支援制度を知ったきっかけについて

「A事業所から」(12件)「他の保護者から」(10件)「保護者教室」(3件)となりインタビューでも6名全員から「公的機関からの情報の少なさ」が課題として挙げられた。

### (3)訪問支援を依頼する際の不安について

「不安があった」と回答したのは50%(12件)であり、全回答において「学校側に受け入れを断られないか不安だった」(12件)の記述が見られた。また「他の保護者や生徒の理解への不安」「先生との関係悪化への不安」も同様に見られた。インタビューにおいても同様に、制度利用に関しての「保護者の心理的障壁の高さ」が明らかとなった。

### (4)保育所等訪問支援を利用して良かったこと

主な回答は、「先生と保護者の間に立ってうまく仲介してくれる」(17件)、「保護者が安心できる」(12件)、「子どもの困り感を具体的に先生に伝えてくれる」(11件)「クラスでできる解決策を提案してくれる」(11件)、「学校の様子を知ることができる」(9件)であった。特に「専門家という第三者が間に入ることで先生と上手く連携できる」ことのメリットが多くあげられた。合理的配慮の提供に際し、保護者-学校間での調整の難しさが課題となっていることから、必要かつ学校の環境内で具体的に出来る支援を専門家の視点から伝えることが求められていると言える。

### (6)保育所等訪問支援を利用する中での課題

保護者への調査により「制度の認知度の低さ」「学校園での理解の促進」「教育分野に精通した訪問支援員(専門家)の育成」などが課題として明らかとなった。より良い連携を可能にするために、「保護者」「専門家(訪問支援員)」「教員(保育士)」の3側面がどのように機能すべきか、現在分析途中であるインタビュー調査②③における結果を基に、総合的な分析を進め、課題を明らかにしていく必要がある。

## (主要文献)

中央教育審議会(2015)「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」

障害児支援の在り方に関する検討会(2014)「今後の障害児支援の在り方について(報告書)～「発達支援」が必要な子どもの支援はどうあるべきか～」

文部科学省(2017)「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」他

(FUJII azusa)